

安芸広域市町村圏事務組合議会定例会の回数に関する条例

(平成2年7月1日 条例第2号)

(定例会の回数)

第1条 安芸広域市町村圏事務組合議会定例会は、毎年3回開くものとする。

(委任)

第2条 この条例の施行につき必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。